

南種子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 5,196	千円 7,090,233	千円 48,762	千円 1,098,565	% 15.5	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

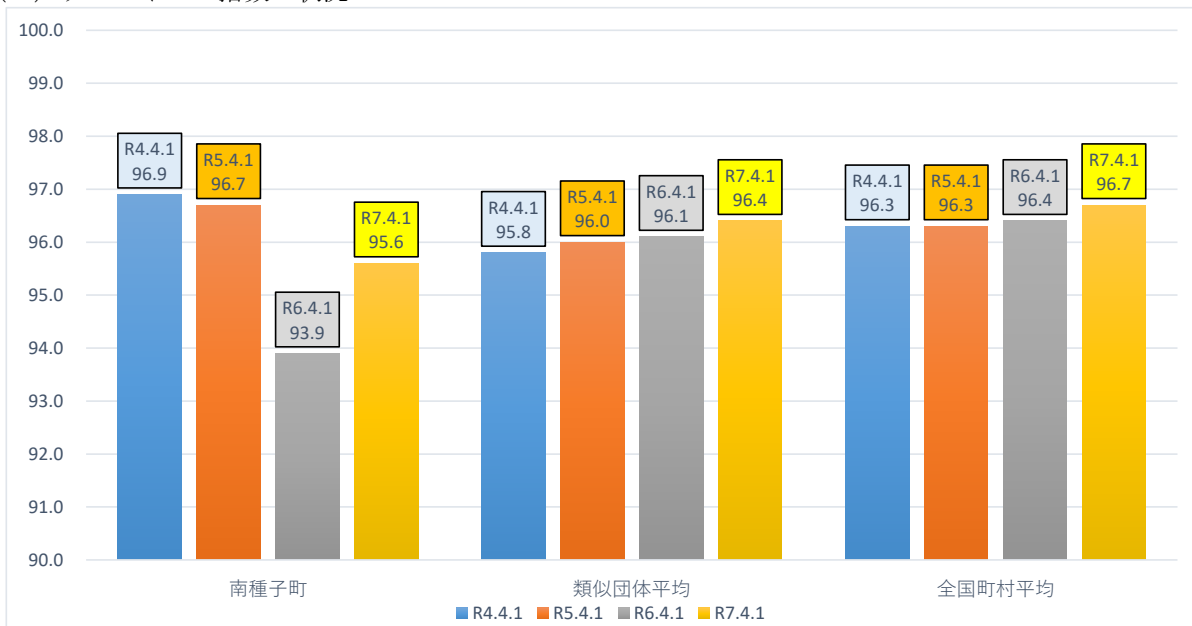
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 89	千円 366,725	千円 43,405	千円 150,247	千円 560,377	千円 6,296	千円 5,865

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況

①月例給（設置なし）

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）（設置なし）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上上げの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し（対象外）

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

	各年度の支給割合		
	令和 年度	令和 年度	令和 年度
国基準による支給割合	— %	— %	— %
南種子町の支給割合	— %	— %	— %

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南種子町	44.5 歳	333,322 円	365,562 円	357,648 円
鹿児島県	43.0 歳	322,300 円	401,909 円	352,686 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.5 歳	314,125 円	360,652 円	343,827 円

②技能労務職（該当職員なし）

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給与月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
南種子町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
鹿児島県	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
国	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南種子町	— 歳	— 人	— 円
	— 歳	— 人	— 円
	— 歳	— 人	— 円
	— 歳	— 人	— 円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職（該当職員なし）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
南種子町	歳	円	円
鹿児島県			
類似団体			

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当、などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		南種子町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	221,100 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	189,000 円	188,000 円
技能労務職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	-	-	367,940 円	-
	高校卒	240,500 円	302,000 円	349,633 円	381,877 円
技能労務職	大学卒	-	-	-	-
	高校卒	-	-	-	-
教育職	大学卒	-	-	-	-
	高校卒	-	-	-	-

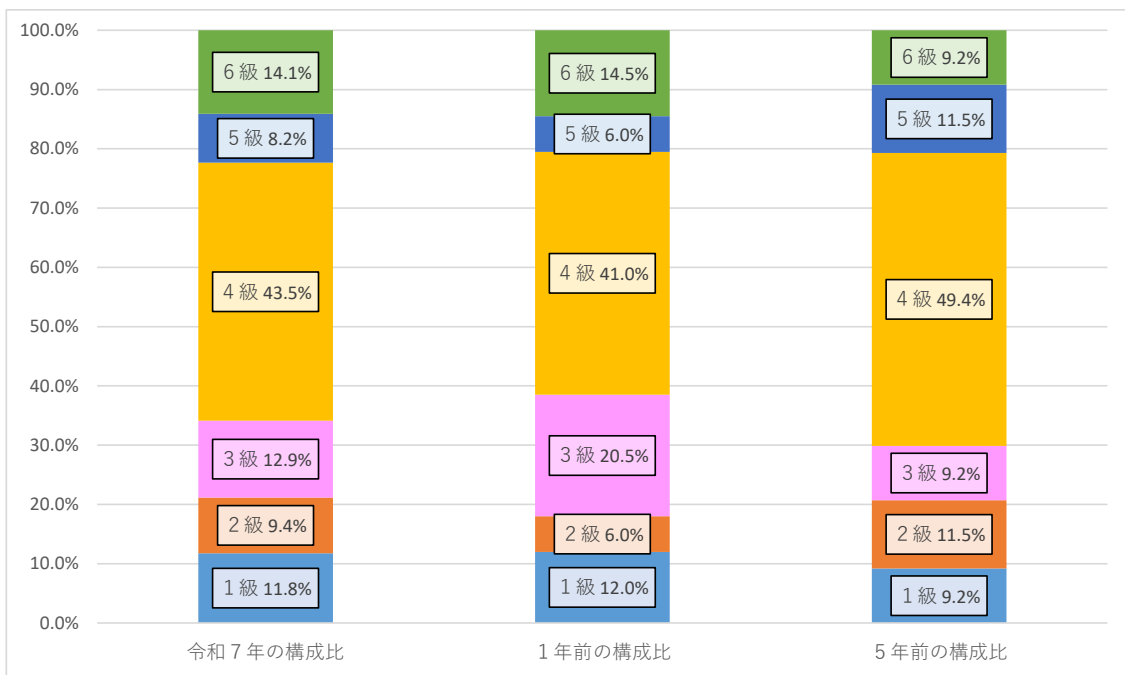
※前後1年程度の平均値とする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補・技師・技師補	10人	11.8%	183,500円	258,100円
2級	主事・技師	8人	9.4%	230,000円	308,500円
3級	主任・主査	11人	12.9%	265,300円	354,700円
4級	係長・主幹	37人	43.5%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐・技術補佐	7人	8.2%	321,300円	398,200円
6級	課長・事務局長・参事	12人	14.1%	355,200円	415,700円
7級	課長等	0人	0.0%	408,300円	450,900円

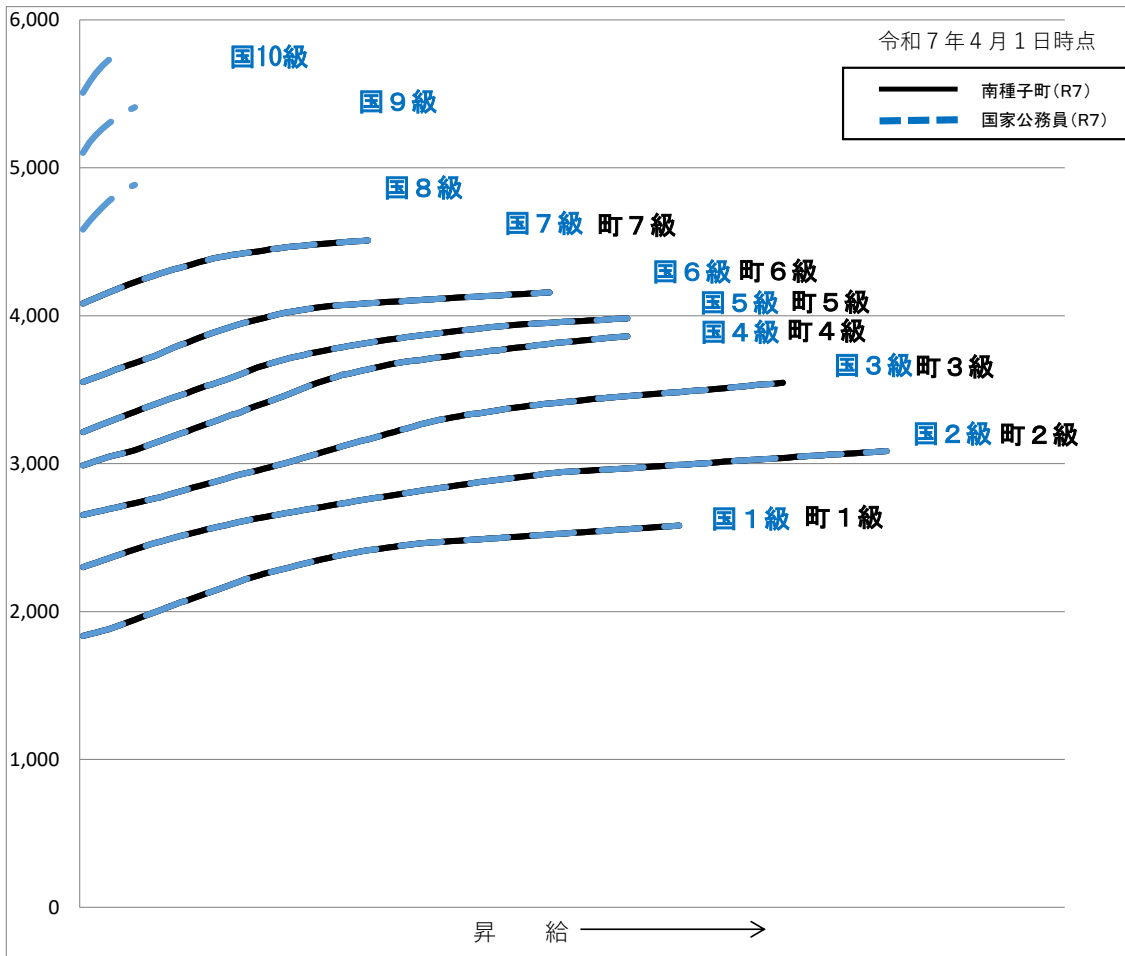
- (注) 1 南種子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれ級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）

単位：百円



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位, 標準, 下位の区分	○		○	
	上位, 標準の区分				
	標準, 下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南種子町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,642 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,783 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月 勤勉手当 2.10 月 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.45 月 勤勉手当 2.05 月 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月 勤勉手当 2.10 月 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%、10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%、管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%、管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				○
	標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

南種子町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2707 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
調整率 _____ /100			調整率 _____ /100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~4.5%加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~4.5%加算)		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 4,785 千円 20,476 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在) 対象職員なし

支給実績 (令和6年度実績)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
支給対象地域なし	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		360 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		18,947 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		19.2%		
手当の種類 (手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課職員	町税の賦課及び徴収業務	279 千円	月額3,200円
防疫手当	くらし保健課及び総合農政課職員	伝染病患者等の処理業務	0 千円	作業に従事した日1日につき240円
徴収手当	くらし保健課介護保険係・保険給付係、あおぞら保育園庶務係、建設課建築住宅係、管理課庶務係の職員	金銭又は物品出納業務	16 千円	業務に従事した日1日につき240円
水道業務手当	水道課管理係及び施設係職員	水道業務	0 千円	月額5,600円 (工務従事) 月額3,200円 (事務従事)
地籍調査手当	税務課地籍調査係職員	地籍調査業務	2 千円	作業に従事した日1日につき240円
保育園勤務手当	あおぞら保育園の保育士・調理師	幼児の保育及び調理業務	63 千円	月額3,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	13,908 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	170 千円
支給実績（令和5年度決算）	12,574 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	141 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員は除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在） 該当なし

支給実績（令和6年度決算）		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
		円
		円
		円
		円
		円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 上記以外の扶養親族 6,500円 特定期間加算 5,000円	同		15,208 千円	304,160 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・ 16,001円～27,000円 → 家賃-16,000円 ・ 27,001円～61,000円 → (家賃-27,000円) *1/2 +11,000円 ・ 61,001円超 28,000円	同		5,816 千円	187,613 円
通勤手当	片道2km以上の職員 1kmあたり500円、上限25,000円	異	左記内容のとおり	330 千円	8,250 円
管理職手当	級ごとに定額化	異	左記内容のとおり	8,088 千円	505,500 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	761,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 843,000円/ 506,100円
	副 市 町 村 長	600,000 円	700,000円/ 434,200円
報 酬	議 長	304,000 円 (円)	337,000円/ 230,000円
	副 議 長	251,000 円 (円)	280,000円/ 182,000円
	議 員	228,000 円 (円)	258,000円/ 165,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和6年度支給割合)	3.40 月分
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合)	3.40 月分
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×500/100×勤続年数	(1期の手当額) 15,220 千円 (支給時期) 任期ごと
	副 市 町 村 長	給料月額×280/100×勤続年数	6,720 千円 任期ごと
	備 考	—	—

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

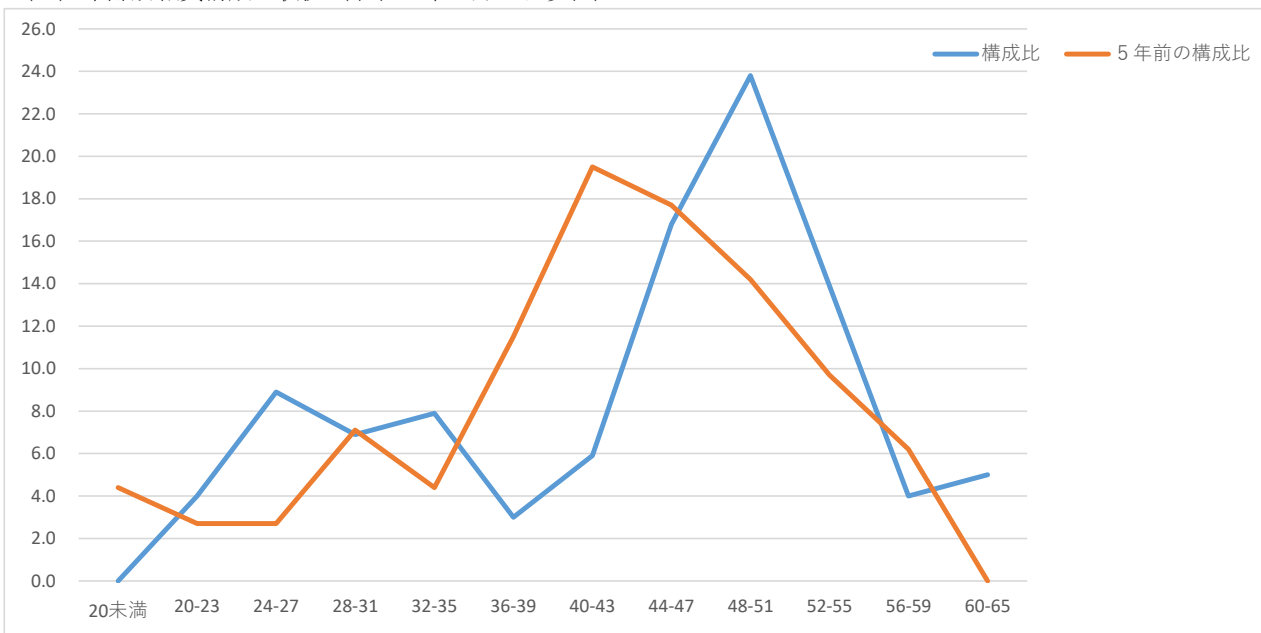
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年度	令和7年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	配置職員の見直し 福祉事務所の体制強化 配置職員の見直し 配置職員の見直し 土木係の体制強化
		総務	27	30	3	
		税務	5	5	0	
		保育所	4	3	△1	
		その他民生	9	8	△1	
		衛生	3	4	1	
		農林水産	18	17	△1	
		商工	2	2	0	
	土木	8	8	0		
	計	78	79	1	<参考> 人口1万当たり職員数 152.04人 (類似団体の人口1万当たり職員数 144.89人)	
	教育部門	11	11	0		
消防部門	0	0	0			
計	89	90	1	<参考> 人口1万当たり職員数 173.21人 (類似団体の人口1万当たり職員数 172.72人)		
会計部門 公営企業等	国民健康保健会計	5	5	0		
	老人保健会計	0	0	0		
	簡易水道会計	0	0	0		
	介護保険会計	3	3	0		
	上水道会計	5	2	△3		
	後期高齢会計	2	1	△1	配置職員の見直し	
	県後期高齢	1	0	△1		
	計	16	11	△5		
合計	105 [144]	101 [144]	△4	<参考> 人口1万当たり職員数 194.38人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳>23歳	24歳>27歳	28歳>31歳	32歳>35歳	36歳>39歳	40歳>43歳	44歳>47歳	48歳>51歳	52歳>55歳	56歳>59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	9人	7人	8人	3人	6人	17人	24人	14人	4人	5人	101人

(3) 職員の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
一般行政	84	83	82	80	78	79	△ 5	△ 6.0
教育	13	12	12	11	11	11	△ 2	△ 15.4
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0
普通会計計	97	95	94	91	89	90	△ 7	△ 7.2
公営企業等会計計	16	17	14	15	16	11	△ 5	△ 31.3
総合計	113	112	108	106	105	101	△ 12	△ 10.6

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体においては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
6年度	千円 241,601	千円 △ 2,187	千円 30,599	% 12.7%	% 13.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,316
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 4	千円 19,628	千円 2,390	千円 8,581	千円 30,599	千円 7,650	

(注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

--

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南種子町	44.5歳	351,700 円	563,191 円
水道事業団体平均	45.8歳	345,838 円	524,813 円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南種子町	南種子町（一般行政職）	水道事業（団体平均）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,716 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,674 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月 勤勉手当 2.10 月 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月 勤勉手当 2.10 月 (1.40) 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%、10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%、10%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日）

南種子町			南種子町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2707 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2707 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額	9,334 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	4,797 千円	20,476 千円

ウ 地域手当

(令和7年4月1日) 該当なし

支給実績（令和5年度実績）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
支給対象地域なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日）

支給実績（令和6年度決算）	177 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	44,250 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	80.0%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	記職員に対する支給単価
水道業務手当 （工務従事）	水道事業の業務に従事する職員（管理職除く）	工務従事	134 千円	月額5,600円
水道業務手当 （事務従事）	水道事業の業務に従事する職員（管理職除く）	事務従事	77 千円	月額3,200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,182 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	296 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,559 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	390 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（6）その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶 養 手 当	配偶者 3,000円 子 11,500円 上記以外の扶養親族 6,500円 特定期間加算 5,000円	同		1,070 千円	267,500 円
住 居 手 当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・16,001円～27,000円 → 家賃-16,000円 ・27,001円～61,000円 → (家賃-27,000円)*1/2 ・61,001円超 28,000円	同		210 千円	210,000 円
通 勤 手 当	片道2km以上の職員 1kmあたり500円、上限25,000円	異	左記内容のとおり	303 千円	101,000 円
管理職手当	級ごとに定額化	異	左記内容のとおり	504 千円	504,000 円